

◎電子決済等代行業者の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての佐賀銀行と電子決済等代行業者当社との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 本サービスに関してお客さまに損害が生じたときは、電子決済等代行業者が速やかにその原因を究明し、電子決済等代行業者のサービス利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、損害を賠償又は補償します。
- (2) 電子決済等代行業者は、上記(1)の損害について、佐賀銀行の責めに帰すべき事由がある場合は、佐賀銀行に求償することができます。また、当該損害が、佐賀銀行又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、佐賀銀行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議を行います。
- (3) 佐賀銀行は、ホームユース VALUX サービス、パソコンサービス(ANSER-SPC)に関してお客さまに生じた損害、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断した場合、お客さまに生じた損害を賠償若しくは補償します。
- (4) 佐賀銀行は、上記(3)の損害について、電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由がある場合、電子決済等代行業者に求償することができます。また、当該損害が、佐賀銀行又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、佐賀銀行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議を行います。

◎電子決済等代行業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に佐賀銀行が行うことができる措置

- (1) 電子決済等代行業者は、お客さまに関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ電子決済等代行業者のサービス利用規約に従って取り扱うものとします。
- (2) 電子決済等代行業者は、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとします。
- (3) 電子決済等代行業者は、佐賀銀行が定める基準にしたがったセキュリティを維持するものとします。
- (4) 佐賀銀行は、電子決済等代行業者のセキュリティが佐賀銀行の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは電子決済等代行業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは本サービスの停止を求めることができます。

◎電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者※の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済代行業再委託者の業務に関して電子決済等代行業者が取得したお

客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に佐賀銀行が行うことができる措置

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、電子決済等代行業者が佐賀銀行に負う義務（佐賀銀行が定める接続基準の維持等）と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業者の責任においてこれを遵守させるものとします。
- (2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、セキュリティ、お客さま保護、お客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために、接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
- (3) 佐賀銀行は、電子決済等代行業再委託者に上記（1）の義務の不履行があり、又は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求めることができるものとします。

佐賀銀行は、電子決済等代行業者が相当期間内に電子決済等代行業再委託者との接続を停止しない場合に、電子決済等代行業再委託者との接続に係る外部接続サービスの提供停止を求めることができるものとします。

※電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項のいずれかに該当する事業者のことをいいます。

◎契約締結済の電子決済等代行業者

株式会社 NTT データ